

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	12
処分の種類	職権による保護の変更			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第25条第2項			
処分の概要	被保護者の生活実態を調査し必要と認めるとき、保護を変更(減額等)する決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]</p> <p>1 「生活保護法による保護の基準」 (昭和38年4月1日厚生省告示第158号)</p> <p>2 「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知) 第1～第9</p> <p>3 「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) 第1～第13</p> <p>4 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」 (昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知) 第1～第13</p> <p>5 「生活保護問答集について」 (平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 第1～第13</p>			
基準の制定根拠	—			